

那覇市公報

第 1 4 0 7 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）…………… 932
- 「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）…………… 932
- 「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）…………… 932
- 「個人情報業務届出書」の公表について（総務課）…………… 932
- 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）…… 934

公 告

- 那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について
（区画整理課）…………… 934
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 935
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 936

水 道 局 規 程

- 那覇市水道局契約事務規程…………… 937
- 那覇市水道局職員名札はい用規程等の一部を改正する規程…………… 949

選挙管理委員会告示

- 在外選挙人名簿登録者の抹消について…………… 954
- 選挙人名簿登録の抹消について…………… 954
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 955

告 示

那覇市告示 第77号

平成17年2月21日

掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示 第78号

平成17年2月25日

掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示 第79号

平成17年2月28日

掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第80号

平成17年3月2日

掲 示 済

「個人情報業務届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条及び同施行規則第2条の規定に基づき「個人情報
業務届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 1号様式

個 人 情 報 業 務 届 出 書

第 号

2005年 1月 4日

那覇市長 翁 長 雄 志 様

那覇市長 翁 長 雄 志 様



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号			届出担当課	情報政策課 内線2587		
個人情報管理責任者	情報政策課長					
業 務 の 名 称	那覇市電子申請システム					
業 務 の 目 的	那覇市電子申請システム利用者の特定					
個人情報の対象者	那覇市電子申請システム利用者					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規 (2005年 2月 21日)					
個 人 情 報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	個人情報の収集方法 ☒ 本 人 / ☐ 本人以外 (法令・公知性・緊急性・審議会)					
	個人情報の収集時期 ☐ 定 期 (月 ~ 月) / ☒ 随 時					
	個人情報の告知方法 ☐ 文 書 ☐ 口 頭 ☐ 告 示 ☐ 申請等 ☒ その他					
	個人情報の記録形態 ☐ 文 書 ☐ 図 面 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
	備 考					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 81号
平成17年3月15日

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成17年度の土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成17年4月1日（金）から
平成17年5月2日（月）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 那覇市財務部資産税課（本庁2階）

公 告

那覇市公告第118号
平成17年2月28日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
小禄金城土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 那覇市

3 施 行 地 区

那覇市	赤 嶺	1丁目2丁目	全 部
	田 原	1丁目2丁目3丁目4丁目	
	金 城	1丁目2丁目3丁目4丁目5丁目	
	字安次嶺	安次嶺原	の一部

4 事業施行期間 昭和 5 8 年 8 月 1 1 日から
平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで

5 事務所の所在地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
区画整理課 (新都心銘苅庁舎 5 階)

6 事業計画の決定の年月日 昭和 5 8 年 8 月 1 1 日

7 事業計画の変更の年月日 平成 1 7 年 2 月 2 8 日

那覇市公告第 1 2 5 号
平成 1 7 年 3 月 7 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 5 ・ 5 ・ 那 6 号 天久公園

2 施行者の氏名

那 覇 市

3 事業所の所在地

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

4 事業地の所在地

沖縄県那覇市おもろまち2丁目、3丁目、4丁目地内及び
銘苅2丁目、3丁目地内

5 事業の施行期間

平成3年2月15日から平成19年3月31日まで

6 縦覧の場所

那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第126号

平成17年2月7日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那9号 松山公園

2 施行者の氏名 那 覇 市

3 事業所の所在地

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

4 事業地の所在地

沖縄県那覇市松山1丁目地内及び久米2丁目地内

5 事業の施行期間

昭和52年6月16日から平成18年3月31日まで

6 縦覧の場所

那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

水道局規程

那覇市水道局規程第 1 号

平成 1 7 年 3 月 1 日

公 布 済

那覇市水道局契約事務規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局契約事務規程

那覇市水道局契約事務規程(1967 年水道局規程第 11 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 一般競争入札による契約 (第 2 条 ~ 第 19 条)

第 3 章 指名競争入札による契約 (第 20 条 ~ 第 21 条)

第 4 章 随意契約 (第 22 条 ~ 第 26 条)

第 5 章 せり売り (第 27 条)

第 6 章 契約書の作成等 (第 28 条 ~ 第 42 条)

第 7 章 監督、検査及び契約事項の完了 (第 43 条 ~ 第 51 条)

第 8 章 契約代金等 (第 52 条 ~ 第 60 条)

第 9 章 不可抗力による損害 (第 61 条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令、条例若しくは他の規程又は那覇市水道局工事請負契約約款に定めるもののほか、那覇市水道事業管理者 (以下「管理者」という。) が締結する契約について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 一般競争入札による契約

(一般競争入札参加の制限)

第 2 条 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させてはならない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合についても同様とする。

2 施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定による一般競争入札に参加するものの必要な資格は、管理者が別に定める。

(入札参加資格取得申請)

第 3 条 一般競争入札に参加しようとするものは、管理者が定める期間内に、一般競争入札参加資格取得申請書に管理者が必要とする書類を添えて申請しなければならない。

(資格審査及び名簿作成)

第 4 条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、資格の審査を行い、そ

の結果を申請者にそれぞれ通知しなければならない。

2 管理者は、前項の結果を元に資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(一般競争入札の公告)

第5条 管理者は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の5日前までに市公報、新聞その他の方法により次の事項を公告しなければならない。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

(3) 契約事項を示す場所

(4) 入札執行の日時及び場所

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 落札価格に最低制限価格を設けるときはその旨

(7) 郵送による入札を認めるときはその旨

(8) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

(9) その他必要な事項

2 建設工事等の見積期間については、管理者は、前項の公告をするにあたり、前項の規定にかかわらず建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の見積期間を確保できるよう配慮しなければならない。

(予定価格)

第6条 管理者は、一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計図書等に基づき、当該契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めるものとする。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、賃借等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 一般競争入札を行う場合においては、予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かななければならない。

4 管理者は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該一般競争入札を行う前に予定価格を公表することができる。

(入札保証金)

第7条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者に対して、指定した入札の日時までに、現金又はこれに代わるものとして管理者が确实と認める有価証券等をもって、その者が見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約又はせり売りによる契約を締結する場合においては、入札保証金の額はその都度管理者が定める。

2 第31条及び第32条の規定は、前項の有価証券等に準用する。

(入札保証金の納付の免除)

第8条 管理者は、前条の規定にかかわらず一般競争入札に参加しようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 保険会社との間に那覇市水道局(以下「本局」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 第2条第2項に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国等又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、

これらをすべて誠実に履行した者で契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付又は転用)

第 9 条 入札保証金は、落札しなかった者には即時、落札した者には契約締結後還付するものとする。ただし、落札した者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

2 入札保証金には、利子をつけない。

(入札保証金の帰属)

第 10 条 入札保証金は、一般競争入札に参加した者が次の各号のいずれかに該当するときは、本局に帰属する。

(1) 入札に参加したものの責に帰する事由により入札又は落札を取消したとき。

(2) 落札決定から第 18 条第 2 項に規定する期間内に契約を締結しないとき。

(最低制限価格)

第 11 条 管理者は、施行令第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第 6 条の規定により決定した予定価格の 3 分の 2 から 5 分の 4 までの範囲内において、これを定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、第 6 条に規定する予定価格を記載した書面に併記しなければならない。

(入札の方法)

第 12 条 入札は、執行の場所に本人又はその代理人が出席して行わなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合には、入札書であることを確認できるよう封筒に表記した書留郵便をもって入札することができる。

2 代理人をもって入札をしようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 本人及びその代理人は、同一事項について他の入札代理人となることはできない。

4 入札後は、いかなる事由があっても入札した入札書の取替え、変更又は取消しをすることができない。

(開札)

第 13 条 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前において行わなければならない。

2 開札の際は、入札者の一部を必ず立ち合わせなければならない。ただし、郵便でする入札は、この限りでない。

(再度入札)

第 14 条 落札者が決定しない場合においては、再度入札を行うものとし、その回数は 2 回までとする。ただし、第 6 条第 4 項の規定により予定価格を公表する入札については、再度入札は行わない。

(無効とする入札)

第 15 条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 入札金額を訂正した入札

(3) 2 個以上の代価を記載した入札

(4) 文字訂正及び署名に押印がない入札

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明で

ない入札

- (6) 本人又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらのものが更に他の者を代理して行った入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札又はその額が所定の額に達してない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の取消し、延期等)

第16条 管理者は、天災その他やむを得ない事由があるとき、公正な入札が行われないと認められるとき又は入札者が入札条件に反したときは、入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期することができる。

(同価格落札の決定方法)

第17条 落札となるべき同価格の入札が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(落札者決定の場合の措置)

第18条 落札者が決定したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

2 落札者が前項の通知を受けたときは、7日以内に契約書による契約を締結し、契約保証金を要するものについては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この期日を延伸することができる。

3 管理者は、前項の契約の締結をするときは、落札者から第2条の要件を具備している旨及び施行令第167条の4第1項に該当しない旨の証明の提出を求めることができる。

(落札者が契約を締結しないとき)

第19条 落札者が正当な事由なく契約を締結しない場合は、その落札は効力を失う。

2 前項の場合において、管理者は、予定価格の範囲内で入札した次札人を落札者とすることができる。

3 第1項の場合において、管理者は、予定価格の範囲内に入札した次札人が無いときは、当該入札を再度公告し、入札に付することができる。

4 第1項の場合において、落札者が第8条第2号の規定により入札保証金を免除された者であるときは、損害賠償金としてその者の見積もった金額の100分の5を徴収しなければならない。

第3章 指名競争入札による契約

(一般競争入札の規定の準用及び指名の通知)

第20条 前章の規定は、指名競争入札による契約の場合にこれを準用する。ただし、入札保証金の規定の適用については、第8条に該当する場合のほか落札者が契約を締結することが確実と認められるときは、その全部又は一部を納付させないことができる。

2 指名競争入札に付するときは、入札説明会2日前までに書面で第5条に規定する事項を指名する者に通知しなければならない。

(競争入札参加者の指名)

第21条 管理者は、指名競争入札に付するときは、競争入札参加者を別に定める指名基準により、資格を有する者の中からなるべく5人以上指名するものとする。

第 4 章 随意契約

(随意契約によることができる限度額)

第 22 条 地方公営企業法施行令 (昭和 27 年政令第 403 号) 第 21 条の 14 第 1 項第 1 号の規定により定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	130 万円
(2) 財産の買入れ	50 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円
(4) 財産の売払い	30 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

(予定価格の決定)

第 23 条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第 24 条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 以上の見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格が定められている物品を購入するとき又はその他見積書を必要としないものと認められるときは、この限りでない。

(随意契約による特例)

第 25 条 契約履行中においてこれを解除したため、その未納又は未済部分について随意契約により行うときは、その契約金額は当初の契約金額から履行済の金額を控除した額を超えることができない。

(準用)

第 26 条 第 17 条から第 19 条までの規定は、随意契約の場合に準用する。

第 5 章 せり売り

(せり売り)

第 27 条 第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第 6 章 契約書の作成等

(契約書の作成)

第 28 条 管理者は、契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保持しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、その記載を省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は履行期間
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約の目的たる給付の完了の確認及び検査
- (7) 対価の支払時期及び支払方法
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の

損害金

- (9) 危険負担
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 瑕疵担保責任
- (12) その他必要な事項

(契約書作成の省略)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。ただし、重要又は異例に属するときは、この限りでない。

- (1) 契約金額が 40 万円以下の指名競争契約又は随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品売払いの場合において、契約の相手方が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (4) 物品を購入する場合において、直ちに検収ができるとき。
- (5) 国等又は地方公共団体と契約するとき。
- (6) 災害等で緊急を要するとき。
- (7) その他管理者が契約書の作成を要しないと認めるとき。

2 契約書の作成を省略する場合においては、請書又は見積書その他適当な文書を徴してこれに代えなければならない。

(契約保証金)

第 30 条 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を管理者に納めなければならない。ただし、管理者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が、本局と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第 167 条の 5 第 1 項、第 167 条の 5 の 2 及び第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国等又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 工事請負契約において、契約金額が 130 万円以下のとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 70 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 国等又は地方公共団体と直接契約を締結するとき。
- (9) 委託契約を締結するとき。
- (10) 本局が土地又は建物を買入れ、又は借り入れる契約をするとき。
- (11) 土地、建物又は立木を売り払う場合において、契約で契約保証金相当の違約金について定めがあるとき。
- (12) 管理者の認める保証人を立てたとき。
- (13) 管理者が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

- 2 契約保証金として有価証券等を提供するときは、記名したものについては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。
- 3 契約保証金は、契約履行後返還するものとする。ただし、契約履行の進捗により保証金の全部を留保する必要がないと認めるときは、契約の相手方の請求によりその半額以下の額を還付することができる。
- 4 前項ただし書の規定により契約保証金を還付する場合は、契約の履行が3分の2以上の程度に達したものと認められるものに限る。
- 5 返還する契約保証金には、利子を付けない
(契約保証金に代わる担保)

第31条 管理者が適当と認める契約保証金の担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証する債権
- (2) 銀行又は管理者が确实と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は管理者が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形
- (4) 郵便為替証書及び銀行又は管理者が确实と認める金融機関の定期預金証書
- (5) 管理者が确实と認める社債及び金融機関の保証証書
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証証書

(契約保証金に代わる担保の評価)

第32条 契約保証金に代わる担保の評価は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 その債権金額
- (2) 政府の保証する債権、金融債及び管理者が确实と認める社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の9割に相当する金額
- (3) 銀行又は管理者が确实と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は管理者が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額)
- (5) 郵便為替証書及び銀行の定期預金証書 当該債権証書金額
- (6) 管理者が确实と認める金融機関の保証証書 その保証する金額
- (7) 保証事業会社の保証証書 その保証する金額

(保証人施行)

第33条 管理者は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により、契約期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるときその他契約に違反したときは、第30条第1項第12号により認定した契約保証人に対し書面により契約を履行することを請求することができる。この場合、契約の相手方に対しても書面によりその旨通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約保証人に対して契約を履行することを請求した場合は、

速やかに契約の相手方の既納部分又は既済部分を検査し、確認するものとする。
(物件の瑕疵)

第 34 条 管理者は、物件購入の場合において必要と認めるときは、契約の相手方の提供した目的物に対し、代金の 100 分の 2 以上の担保契約保証金を徴収することができる。

2 管理者は、物件売却の場合において、目的物の引渡後その瑕疵について担保の責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡禁止等)

第 35 条 契約の相手方は、管理者の書面による承諾を受けないで契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

2 物件の借受人は、借受物件の滅失又は損傷に対しては、管理者の定める賠償金又は修繕費を納付しなければならない。

3 管理者は、前項の場合において、その状況に応じ、代品を提供させ、又は損傷物件の修理をさせることができる。

(契約期限又は期間の延長)

第 36 条 契約の相手方は、天災その他やむを得ない事由によって契約期限内又は期間内に義務を履行することができないときは、事前にその事由を記す書面をもって期限又は期間の延長を願い出ることができる。この場合において、延長の日時は協議して定める。

(履行の変更等)

第 37 条 管理者は、天災その他特別の事由があるときは、契約の相手方と協議の上契約の全部又は一部を解除し、内容の変更又は履行を中止することができる。

(遅延違約金)

第 38 条 管理者は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行期限までに契約の履行を完了することができない場合において、契約の相手方の義務の履行を認めるときは、契約の相手方から遅延違約金を徴収するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に年 3.6 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 前項の遅延違約金は、本局の当該契約の相手方に対する債務と相殺し、又は契約保証金をもって充当することができる。

4 遅延日数の計算については、検査その他本局の都合によって経過した日数は、これに算入しない。

(局の責による遅延利息)

第 39 条 本局が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に年 3.6 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 40 条 管理者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除し、本局が受けた損害の賠償を請求することができる。

(1) 義務履行の着手を故なく遅延したとき。

(2) 義務を履行しないとき又は履行の見込がないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は義務の履行について不正行為があったとき。

(4) 施行令第 167 条の 4 の規定に反するに至ったとき。

(5) 検査、監督に際し係員の指揮監督に従わず、又は職務の執行を著しく妨げ

たとき。

(6) この規程又は契約条項に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合は、その契約保証金は本局に帰属する。
- 3 管理者は、契約を解除した場合において、履行部分に相当すると認める金額を支払い、既済部分の引き渡しを受けることができる。
- 4 管理者は、契約を解除した場合において未使用又は運搬中の材料があるときは、検査合格のものに限り相当と認める金額を支払うことができる。
- 5 前2項の支払額は、前金払又は部分払の額を控除した額とする。
- 6 管理者は、第1項の規定により契約を解除するときは、契約の相手方に書面をもって通知しなければならない。

(契約相手方からの契約解除)

第41条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 管理者が契約内容を変更したため、契約金額が3分の1以上増減したとき。
 - (2) 第37条の規定により契約の履行を中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。
 - (3) 管理者の契約違反により、契約の履行上著しく支障があるとき。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により契約を解除するときは、書面をもって管理者に通知しなければならない。

(契約解除の場合の原状回復等)

第42条 契約を解除した場合において、本局の貸与物、支給材料その他物件があるときは、契約の相手方は、管理者の指示に従い、これを本局に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、契約の相手方の物件その他本局が返還を受けることを要しない物件があるときは、契約当事者が協議して定めた期間内にこれを引き取り、その他原状回復をするものとする。ただし、原状回復の必要がないときはこの限りでない。
- 3 管理者は、前項の場合において、契約の相手方が正当な事由がなく一定の期間内に物件の引き取りその他原状回復を行わないときは、契約の相手方に代わりその物件を処分することができる。この場合において、契約の相手方は、その処分方法について異議を申立てることができず、これに要した費用を負担しなければならない。

第7章 監督、検査及び契約事項の完了

(監督又は検査)

第43条 契約の適正な履行の確保又は給付の完了を確認するための必要な監督又は検査は、管理者が命じた職員(以下監督を命ぜられた職員を「監督員」、検査を命ぜられた職員を「検査員」という。)がこれを行うものとする。

(契約事項完了の届出)

第44条 契約の相手方は、契約事項の完了又は契約の目的物の一部納入(工事にあっては、一部完成)したときは、直ちにその旨を書面により管理者に届出なければならない。

(検査の方法)

第45条 検査員は、契約の相手方から前条の届出があった日から、工事請負契約については14日以内、その他の契約については10日以内の日を定めて契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- 2 前項の検査は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、当該給付の内容及び数量等について行うものとする。
- 3 検査員は、前項の規定による検査の実施に当たっては、監督員及び契約の相手方又はその代理人に立会いを求めなければならない。ただし、物品の買入に係る検査については立会いを省略することができる。
- 4 検査員は、当該契約の履行に関し検査をした場合は、検査調書を作成し、管理者に提出しなければならない。この場合において、契約の履行に不備があると認められるときは、契約の相手方に対し必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。
- 5 物品の買入に係る検査及び次項に規定する検査については、前項の規定にかかわらず、当該請求書に検査した職員の検査済みの表示をもって検査調書に代えることができる。
- 6 施行令第167条の15第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約及びその他の契約で軽易なものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(工事材料の検査)

第46条 工事に要する材料は、全て監督員の検査を経たものでなければ使用することができない。

(値引き採用)

第47条 管理者は、契約の相手方が提供した履行の目的物に軽易な不備がある場合において、使用上支障がないと認めるときは、これに相当する値引きを求めた上でこれを採用することができる。

(監督員と検査員の職務の兼職禁止)

第48条 検査員の職務は、監督員の職務と兼ねることができない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監督員が検査員の職務を兼ねることができる。

(1) 当該監督又は検査に従事する職員が少数で、かつ、監督又は検査に係る契約の内容により、監督又は検査を行う職員を区分する必要がないと認めるとき。

(2) 監督又は検査を行う場所が遠隔地である場合において、当該監督又は検査を行う職員を区分して派遣する必要がないと認めるとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

(監督又は検査の委託)

第49条 管理者は、施行令第167条の15第4項の規定により、当該契約に係る監督又は検査を本局の職員以外の者に委託して行わせる場合には、委託契約書を作成するものとする。

2 管理者は、前項の規定により、監督又は検査を委託して行わせる場合においては、委託を受けた者をして、当該監督又は検査の結果を記載した書面を作成させ、その結果を確認しなければならない。

(仕様書に違反したときの処置)

第50条 完了検査に当たり仕様書に違反する事実が認められるときは、契約の相手方にその修正をさせなければならない。この場合においてその費用は、契約の相手方の負担とする。

(目的物の引渡しの完了)

第 51 条 請負工事の場合における目的物の引渡しは、完成検査に合格したときをもって完了する。

2 物件の製造、購入及び修繕における目的物の引渡しは、引渡場所において検査に合格したときをもって完了する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 55 条の規定により契約の相手方の既納部分又は既済部分の代価の金額を支払った場合及び第 57 条の規定により部分払をした場合は、その履行高部分は前項の引渡前であっても、直ちに本局に移転するものとする。第 60 条の規定による持込材料に対する代価の支払をした場合にその相当部分についても、また同様とする。

4 前項の規定により履行高部分又は持込材料の所有権が本局に移転した場合であっても、契約の相手方は契約の目的である物件の全部の引渡し完了するまでは当該物件について危険を負担するものとする。

第 8 章 契約代金等

(支払の原則)

第 52 条 契約代金の支払については、この規程に定めるもののほか那覇市水道事業会計規程 (1968 年水道局規程第 3 号) の定めるところによる。

(代金前納の原則)

第 53 条 管理者は、物品の売払い又は貸付けをするときは、その引渡し又は登記若しくは登録前にその代金又は貸付料を完納させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特約のある場合には、代金又は貸付料の支払前に引渡し又は登記若しくは登録することができる。

(1) 非常災害があった場合において、被災者又はその救護を行う者に対し救助に必要な物件の売払い又は貸付けをするとき。

(2) 学術又は技芸の保護及び奨励のため、これに必要な物件の売払い又は貸付けをするとき。

(3) 公共用、公用又は公益の用に供するため、直接公共団体等に対して必要な物件の売払い、又は貸付けをするとき。

(4) その他管理者が必要と認めたとき。

(契約代金の支払)

第 54 条 検査に合格したときは、契約の相手方の請求により、所定の手続に従い契約代金の支払を行うものとする。

(前金払)

第 55 条 管理者は、施行令第 163 条第 3 号の規定により前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れをするときは、契約の相手方をして連帯保証人を立て、又は代用物件を提供させるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の連帯保証人が不適当であると認めるときは、これを変更させることができる。

3 管理者は、契約の相手方が第 1 項に定める連帯保証人を定めず、又は前項に定める連帯保証人の変更に応じないときは、前金払をしてはならない。

(前払金の返還)

第 56 条 管理者は、契約の解除を必要とするとき又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約の履行が著しく遅延したと認めるときは、契約の相手方に前払金を返還させなければならない。

- 2 前項により返還させるべき金額は、双方協議して算定する。
- 3 管理者は、契約の相手方が前払金を返還しない場合には、契約の相手方が提供した代用物件があるときはこれを処分して返還金に充当し、なお、不足があるときは、これを追徴する。

(部分払)

第 57 条 管理者は、契約の相手方から部分払の請求があったときは、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、財政経理上支障がなく、かつ、適当と認めたものに限り完成又は完納前に契約代金の一部を支払うことができる。

- 2 前項の規定による部分払は、工事にあつては 70 万円以上、その他のものにあつては 40 万円以上の契約でその既済部分又は既納部分が 10 分の 3 以上のときに限るものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(部分払の確認)

第 58 条 管理者は、前条の規定により部分払をするときは、検査員に命じて調書を作成させなければならない。

- 2 前項の場合における支払は、同項の規定による調書に基づかなければ、これを行うことはできない。ただし、物品の購入については、当該請求書に検査員の検査済の証明をもって調書に代えることができる。
- 3 第 1 項の場合における支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の 10 分の 9、物件の購入についてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、継続事業等で年度末に部分払をする場合又は性質上分割計算のできる場合は、その既済部分の代価の全額までを支払うことができる。
- 4 前項の支払金額は、当該既済又は既納部分に対する代価から、既に支払った前払金（既に部分払の支払があったときは、当該部分払金を含む。）があるときはその額を控除した額とする。
- 5 前 4 項の規定は、工事又は製造以外の契約の一部の履行に対して支払をする場合に準用する。

(部分払の回数)

第 59 条 部分払ができる回数は、次の制限による。

- (1) 契約金額 200 万円未満 1 回
- (2) 契約金額 200 万円以上 1,000 万円未満 2 回以内
- (3) 契約金額 1,000 万円以上 4,000 万円未満 3 回以内
- (4) 契約金額 4,000 万円以上 7,000 万円以下 4 回以内
- (5) 契約金額 7,000 万円を超えるときは 7,000 万円を増す毎に 1 回を加える。

(持込材料の代価の支払)

第 60 条 管理者は、請負工事の持込材料のうち加工又は特殊材に対し、その代価の 10 分の 9 以内の額を支払うことができる。

- 2 前項の持込材料は、本局の検査に合格したものに限る。
- 3 第 1 項の持込材料の代価は、設計書その他により管理者が認定する。

第 9 章 不可抗力による損害

(不可抗力による損害)

第 61 条 管理者は、契約の相手方が天災その他避けることのできない災害により既済部分又は検査済持込材料に損害を受けた場合は、損害の程度によりその一部を補償することができる。ただし、契約の相手方の故意又は過失により損害を受けたものと認めた場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に契約履行中のものについては、なお従前の例による。

那覇市水道局規程第 2 号

平成 1 7 年 3 月 1 日

公 布 済

那覇市水道局職員名札はい用規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局職員名札はい用規程等の一部を改正する規程

(那覇市水道局職員名札はい用規程の一部改正)

第 1 条 那覇市水道局職員名札はい用規程 (1967 年水道局規程第 14 号) の一部を次のよう改正する。

題名を次のように改める。

那覇市水道局職員の名札の制式及び貸与に関する規程

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 3 条中「別表」を「第 1 号様式」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、水道事業管理者 (以下「管理者」という。) の名札に関しては、別に定めるものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

名札を損傷し、又は紛失したときは、名札損傷・紛失届 (第 2 号様式) により管理者に速やかに届け出て、名札の再貸与を受けなければならない。

第 6 条第 2 項中「損失又は紛失」を「前項の規定」に改め、「情状によりこれを」を「管理者が認めるときは、」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「又は勤務替え若しくは氏名の変更があったとき」を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とする。

別表を削る。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

 写真		Naha City	
		那 覇 市	
Name		ローマ字氏名	
氏 名			
水道局	課 名	職 名	

寸法 横 85ミリメートル 縦 54ミリメートル

地質 ICカード

色 地色 薄水色 文字 黒色 市紋章 紺色

写真 上半身カラー(縁なし四角形) 横 30ミリメートル 縦 38ミリメートル

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第5条関係)

名札損傷・紛失届		
所属		
職名	職員番号	氏名
理由 損傷 紛失		
その他()		
上記のとおり届け出ます。		
年 月 日		
氏名		
那覇市水道事業管理者 様		

(那覇市水道局企業職員就業規程の一部改正)

第 2 条 那覇市水道局企業職員就業規程(昭和 63 年水道局規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

目次中第 9 章の章名の次に次のように加える

第 10 章 特例 (第 44 条)

第 20 条及び第 21 条を次のように改める。

(名札の着用)

第 20 条 職員は、勤務時間中、那覇市水道局企業職員の名札の制式及び貸与に関する規程 (1967 年水道局規程第 14 号。以下「名札規程」という。) 第 1 号様式に規定する名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。ただし、出張等により、名札の着用を要しないと所属長が認めたときは、この限りでない。

(出勤及び退勤の記録)

第 21 条 IC カード読取機が設置された庁舎に勤務する職員は、出勤時及び退勤時に、自ら名札規程第 1 号様式に規定する名札による所定の操作を行って出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。

2 前項に規定する庁舎に勤務する職員以外の職員は、出勤時及び退勤時に、出退勤システムから所定の操作を行って出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。

3 前 2 項の手續を怠る者は、原則として無届欠勤として取り扱うものとする。
第 9 章の次に次の 1 章を加える。

第 10 章 特例

(申請等の手續の特例)

第 4 4 条 この規程で定める申請等について、総務課長が出退勤システムによることが適当と認めるものについては、出退勤システムによる所定の操作をもって当該申請等に代えるものとする。

(那覇市水道局企業職員出勤簿整理規程の一部改正)

第 3 条 那覇市水道局企業職員出勤簿整理規程(昭和 63 年水道局規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市水道局企業職員の勤務の記録に関する規程

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市水道局企業職員 (以下「職員」という。) の勤務の記録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務の記録の整理等)

第 2 条 職員の勤務の記録は、総務課長が整理し、及び保存する。

第 3 条から第 5 条までを削り、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(勤務時間等の割振り等の表示)

第 3 条 総務課長は、勤務時間等の割振り指定を出退勤システムに表示しなければならない。

2 総務課長は、毎日職員の勤務の記録を点検し、申請等と照査の上、別表により表示しなければならない。

第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条第 2 項中「要報告該当者」を「、要報告該当者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条を次のように改め、同条を第 6 条とする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務の記録に関し必要な事項は、別に定める。

付則の次に次の別表を加える。

別表 (第3条関係)

号	記録の種類		表示
1	出張又は赴任		出張
2	研修		研修
3	別勤		別勤
4	週休日	全日	週休
		半日	
5	週休日の振替え		振替等
6	半日勤務時間の割振り変更		
7	休日の代休日		
8	動員による代休		動員
9	年次有給休暇		年休
10	公傷病休暇		公傷
11	結核性療養休暇		療養
12	私傷病休暇		私傷
13	出産休暇		産休
14	生理休暇		生休
15	夏期休暇		夏休
16	忌引休暇		忌引
17	ボランティア休暇		ボ休
18	介護休暇		介護
19	子の看護休暇		子看
20	第10号から前号まで以外の休暇		特休
21	組合休暇		組休
22	職務専念義務免除		職免
23	停職		停職
24	休職		休職
25	在籍専従休職		専従
26	育児休業又は部分休業		育休
27	欠勤		欠勤

備考

- 1 第4号において週休日が毎週土曜日及び日曜日の全日とされる場合には、週休日の表示を記入することを要しない。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第94号

平成 17 年 3 月 2 日
掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 大 城 勝 夫

氏 名	生 年 月 日	抹消年月日	抹 消 の 理 由
野崎 宏幸	省 略	平成17年 3 月 2 日	国内に住民票が 作成された日後 4ヶ月を経過
奥田 佳朗	省 略	平成17年 3 月 2 日	国内に住民票が 作成された日後 4ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第95号

平成 17 年 3 月 2 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 砂川 登紀子 他 8 0 5 名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成 1 6 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までに転出した者
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 8 0 6 名 (男 4 3 5 名 女 3 7 1 名)

那覇市選挙管理委員会告示第 9 6 号

平 成 1 7 年 3 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 4 条の 2 第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 4 , 7 7 0 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 7 9 , 4 9 0 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 3 9 , 7 4 5 人